

那須烏山市業務委託及び物品調達等検査規程

令和4年10月20日
那須烏山市規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号。以下「契約規則」という。）第67条第1項の規定により行う検査のうち、那須烏山市建設工事検査規程（平成17年10月那須烏山市規程第24号）の規定により行う工事の検査以外の市が行う業務委託及び物品調達等に係る検査に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託 那須烏山市建設工事等執行規則（平成17年10月那須烏山市規則第35号）第1条に規定する建設工事関連業務を含む全ての業務委託をいう。
- (2) 物品調達等 物品の購入若しくは修繕、印刷製本若しくは製造の請負又は役務の提供に係るものをいう。
- (3) 検査員 契約規則第66条に規定する検査員をいう。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、1件当たりの契約金額がそれぞれ当該各号に定める額を超えるものとする。

- (1) 業務委託 50万円
- (2) 物品調達等 80万円

(検査の種類)

第4条 検査の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 契約の相手方が履行を完了したときに行う検査であって、契約の全部の履行を確認するために行う検査をいう。
- (2) 部分完了検査 契約規則第67条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、契約の一部の履行について確認をする必要が生じたために行う検査をいう。

(検査の基準)

第5条 検査は、次の各号に掲げる事項について確認することにより行うものとする。

- (1) 契約書、仕様書等との相違の有無
- (2) 指定した業務又は銘柄との合致
- (3) 発注数量との合致
- (4) 性能、仕様との相違の有無（ただし、物品調達等の検査に限る。）
- (5) 部品、附属品の不足の有無（ただし、物品調達等の検査に限る。）
- (6) 寸法、形状、材質、指定色等設計との相違の有無（ただし、物品調達等の検査に限る。）

- 2 検査員は、仕様書に記載されたところにより、物品調達等の検査のため理化学試験を行う必要があるときは、契約の相手方に試験研究機関の試験を受けさせなければならない。
- 3 前項の規定により試験研究機関の理化学試験を受けさせたものは、理化学試験の結果を待って検査の可否の判定をしなければならない。
- 4 検査員は、物品調達等の検査に当たり製造の性質上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て目的物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。

(検査員)

第6条 検査員は、検査を行うべき業務委託又は物品調達等の契約に係る事務を所管する課長等（本庁の課長及び議会事務局長並びに出先機関の長をいう。）の職にある職員をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、検査を行うに当たり検査員が不在のときは、上席の職員をもって充てるものとする。

(検査の手続)

第7条 検査員は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める日から10日以内に必要な検査をしなければならない。

- (1) 完了検査 契約の相手方から履行を完了した旨の通知を受けた日
- (2) 部分完了検査 検査をする必要が生じた日

(検査の実施方法)

第8条 検査員は、業務委託又は物品調達等の契約に係る履行状況を契約書、仕様書その他の関係書類の内容に照らすことにより公正かつ的確に検査しなければならない。

- 2 検査員は、必要があると認めるときは、関係職員に協力を要請し、その意見を徴することができる。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査を実施するときは、契約の相手方又はその代理人を立会わせなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- 2 前項本文中において、契約の相手方又はその代理人がやむを得ない理由により立会いに応じられないと認められるときは、検査員は立会いを求めずに検査を行うことができる。

(検査の場所)

第10条 検査は、契約で定める業務の履行場所又は物品の納入場所（以下「検査場所」という。）で行うものとする。ただし、当該場所において検査を行うことが困難であると認められるときは、契約の相手方の店舗、営業所、工場その他市長が定める場所において検査を行うことができる。

(抽出検査)

第11条 検査員は、契約の性質又は目的により履行の全部について検査をすることができない

場合であって、履行の全部を確認しなくても検査の実施に支障がないと認めるときは、履行の一部を抽出して検査することにより履行の全部の合否を判定することができる。

(写真、日誌等による検査)

第12条 検査員は、検査の対象物に外部から確認できない部分があるとき又は契約の性質により検査場所において確認できない部分があるときは、検査の実施に支障がないと認められるときに限り、写真、日誌その他の契約の履行を確認することができる記録をもって当該部分の検査を行うことができる。

(検査の報告)

第13条 検査員は、完了検査を終了したときは完了検査報告書（別記様式第1号）により、部分完了検査を終了したときは部分完了検査報告書（別記様式第2号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(相手方への通知)

第14条 市長は、前条の規定により完了検査報告書又は部分完了検査報告書を作成したときは、速やかに当該検査の結果を検査結果通知書（別記様式第3号）により契約の相手方に通知するものとする。

(不合格の場合の措置)

第15条 検査員は、検査の結果を不合格と認めたときは、次の各号に定める場合に応じ、いずれかの措置を行うものとする。

- (1) 補正、再履行その他の措置（以下「補正等」という。）により契約の目的を達成されるとき 検査指示書（別記様式第4号）により契約の相手方に補正等の指示
- (2) 補正等では契約の目的を達成することが困難であると認められるとき 契約の解除

(再検査)

第16条 第2条から前条までの規定は、前条第1号の規定により補正等を指示した場合において準用する。

(その他)

第17条 この規程に定めることとのほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

別記様式第1号（第13条関係）

完了検査報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

検査員 所 属

職氏名

次のとおり完了検査をしたので報告します。

検 査 日	年 月 日		検 査 完 了 日	年 月 日				
契 約 件 名								
委託箇所又は 納 入 場 所	那須烏山市							
支 出 科 目	年度	会計	款	項	目	事業	細事業	節
契 約 金 額	円							
契 約 日	年 月 日							
履行期間又は 納 入 期 限	年 月 日から 年 月 日まで							
完了日又は 納 入 日	年 月 日							
受 注 者								
検 査 結 果								
特 記 事 項								

別記様式第2号（第13条関係）
（その1）

部分完了検査報告書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

検査員 所 属
職氏名

次のとおり仕様書等に基づき、部分完了検査をしたので報告します。

契 約 件 名			
委託箇所又は 納入場所	那須烏山市		
契 約 日	年 月 日		
履行期間又は 納入期限	年 月 日から 年 月 日まで		
契 約 金 額	円		
前 払 金 額	円		
前回までの 部分払金額	円		
今回部分払金額	円	出 来 高 率	%
残 額	円		
受 注 者			
検 査 日	年 月 日		

別記様式第3号（第14条関係）

検査結果通知書

那鳥 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



次の契約について、検査した結果は次のとおりなので通知します。

検査日	年 月 日	検査完了日	年 月 日
契約件名			
委託箇所又は 納入場所	那須烏山市		
契約金額	円		
契約日	年 月 日		
履行期間又は 納入期限	年 月 日から 年 月 日まで		
完了日又は 納入日	年 月 日		
検査員			
検査結果			

別記様式第4号（第15条関係）

検 査 指 示 書

年 月 日

様

那須烏山市長



次のとおり補正等を指示します。

検 査 日	年 月 日	担 当 課	
契 約 件 名			
委託箇所又は 納入場所	那須烏山市		
契 約 金 額	円		
契 約 日	年 月 日		
履行期間又は 納入期限	年 月 日から 年 月 日まで		
検 査 員		立会職員	受注者
指 示 事 項	左記の措置		措 置 日
補 正 等 完 了 日	年 月 日		
<p>指示事項につき、上記のとおり措置したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者</p> <p>那須烏山市長 宛て</p>			